

令和4年6月19日

支 部 長 各位
加盟団体代表者 各位
会 員 各位

一般財団法人長野県剣道連盟
会長 加瀬 浩明
〈公印省略〉

長野県「新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」発令に伴う
行事開催の扱いの改定について（R4.6版）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本連盟の諸事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、長野県が独自で定める「新型コロナウイルス感染症・警戒レベル」発令に合わせ、本連盟の諸行事の開催中止及び延期、特例措置等についても見直し、対応して参りました。各支部・加盟団体の諸行事、各団体の稽古及び諸活動につきましても、それに準じたご対応をお願いして参りました。

新型コロナウイルスの感染状況が未だ落ち着いたか厳しい状況ではありますが、令和4年5月23日に県独自の感染警戒レベルの基準見直しがされたこと、また、新年度になり、全国的に見ても例年どおりの行事が開催される方向で進んでいることを受け、本連盟の今年度行事につきましても、感染状況を慎重に見極めながら予定どおりに開催し、剣道の普及及び発展につなげて参りたいと考えております。

つきましては、今後の行事開催の扱いを下記のとおり改定いたしましたので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 県剣連主催行事を開催中止とする基準及び対応について
 - (1) 全県において、県独自の感染警戒レベル（1～6）の「レベル6」が発令されたときは開催を中止とする。
 - ①期日、会場等を変更して開催することができる場合は、延期または代替行事を開催する。
 - ②開催行事が㊦上位大会予選会を兼ねた大会 ㊧審査会で、期日、会場等を変更して開催することができない場合は予定どおり開催する。ただし、会場使用が可能な場合に限る。※状況により全県「レベル6」発令とならなくても中止または延期となる場合もある。
 - (2) 感染警戒レベルの「レベル5」以下であっても、会場使用ができないときは開催を中止とする。
- 2 支部・加盟団体（所属する団体を含む）における行事（稽古会を含む）開催の対応について
 - (1) 行事開催会場を含め、支部・加盟団体（所属する団体を含む）が所在する圏域（保健所管轄）において、感染警戒レベルの「レベル6」が発令されたときは開催を中止とする。
 - (2) 感染警戒レベルの「レベル5」が発令されている状況で行事（予選会や級位審査会等）を開催したい場合は、事前に県剣連に相談する。
- 3 行事参加にあたって
 - 参加者は行事開催期日 14 日前から健康観察をし、その結果を「参加者確認票兼健康チェックシート」に記録し、行事当日に必ず提出する。
 - 県外在住者の参加については、行事開催期日 14 日前より県内滞在を原則とする。諸事情によりそれが不可能の場合は、県剣連に相談する。
- 4 県剣連行事開催に関する連絡について
 - その都度、県剣連 HP 掲載及び各支部・加盟団体に通知する。

以上

一般財団法人長野県剣道連盟
副会長兼専務理事 常田 政邦
〒380-0844 長野市諏訪町 503
TEL 026-237-8939
FAX 026-235-8266